

## 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

### 1. 合実計画の要件 - 解答解説(1/6)

#### 【解答例】

- 5年間の合実計画を策定し、リスケジュールを要請することが想定されます。

#### 【解説】

- 計画策定前の段階で暫定的に試算すると、計画1年目に黒字化し、計画5年目に債務超過を解消できる見込みですので、計画期間は「5年以内」とすることができそうです。
- また、債務超過解消時点の債務償還年数は9.8年となり、「計画期間終了後の債務者区分が正常先」となる可能性が高いと考えられます。

		暫定的試算(単位:百万円)						
		実績	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
当期純利益*1	A	3	22	16	16	16	16	16
FCF*2	B	1	18	18	18	18	18	18
実質純資産額	C=前年C + A	84	68	52	36	20	4	12
有利子負債残高*3	D=前年D - B	350	267	249	231	213	195	177
債務償還年数*4	E=D ÷ B	-	14.8年	13.8年	12.8年	11.8年	10.8年	9.8年

1年目に黒字化

5年目に実質債務超過解消

実質債務超過解消時点の債務償還年数9.8年

## ・金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

### 1. 合実計画の要件 - 解答解説(2/6)

#### 【解説】

- E社の外部環境をみると、業界としては厳しい競争環境にあるものの、E社の商圏においてはE社がドミナントを敷いており、比較的安定しているといえます。
- 内部環境をみると、精度の高い予算を策定し、予算と実績との差異分析がなされています。
- 経営者はE社を事業再生させる意欲が高く、誠実性にも問題がなさそうです。
- また、金融機関も協力を惜しまない姿勢をみせています。
- 計画0期以降、経営改善施策(本設問では明示されていません)に取り組むことで、直近実績と比較してフリーキャッシュフローが年間19百万円改善することになっています。
  
- 上記を総合的に勘案すると、E社は暫定的には合実計画の要件を満たす事業再生計画を策定することができそうですが、今後E社が実際に事業再生計画を策定するにあたっては、経営改善施策の実現可能性が重要なポイントとなります。
- 具体的には、経営改善施策がE社の経営課題と整合するもので、従業員に周知された個別具体的なアクションプランがあり、経営管理体制が十分に整備され、かつ経営者のコミットも十分でなければなりません。

## ・金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

### 1. 合実計画の要件 - 解答解説 (3/6)

#### 【解説】

- 「事業再生計画書」の策定にあたっては、ともすると達成したい利益水準や各種指標から必要な売上高やコストの水準を逆算し、アクションプランの定量化を後付けで行うことも考えられますが、このような計画書は結果的に「絵に書いた餅」となってしまいうことも多いため、慎む必要があります。
- 一般的に、以下のような状況の場合は、仮に合実計画の要件を形式的に満たしていても、実質的に計画の実現可能性は低くなると考えられるため、留意が必要です。
  - ・ 経営課題(現状)が十分に把握できていない。
  - ・ アクションプランが立案できていない。
  - ・ 計数計画を欲張ってしまう。
  - ・ 経営者の意識改革と覚悟が十分でない。
  - ・ 経営管理体制が整備されていない。
  - ・ その他

## 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

### 1. 合実計画の要件 - 解答解説(4/6)

#### 【解説】

#### ■ 実抜計画<sup>1</sup>

##### 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画

- (1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいいます。
  - 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。
  - 計画における債権放棄等の支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。
  - 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。
- (2) 「抜本的な」とは、概ね3年(債務者企業の規模または事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいいます。
- (3) 中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産活法第2条第25項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が上記の(1)及び(2)の要件を満たしていると認められる場合

#### ■ 合実計画<sup>2</sup>

##### 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画

- (1) 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。なお、中小企業の場合は、5年を超え概ね10年以内<sup>3</sup>とされています
- (2) 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。ただし、金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、要注意先であっても差し支えない。
- (3) 全ての取引金融機関等において、支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。
- (4) 支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与等の債務者に対する資金提供を伴うものではない。ただし、既に資金提供を行い、今後は行わないことが見込まれる場合、及び今後債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

1 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 -4-9-4-3

2 「金融検査マニュアル」 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト  
自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

3 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)【別冊(中小企業融資編)検証ポイント5.(2)ホ】」

## 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

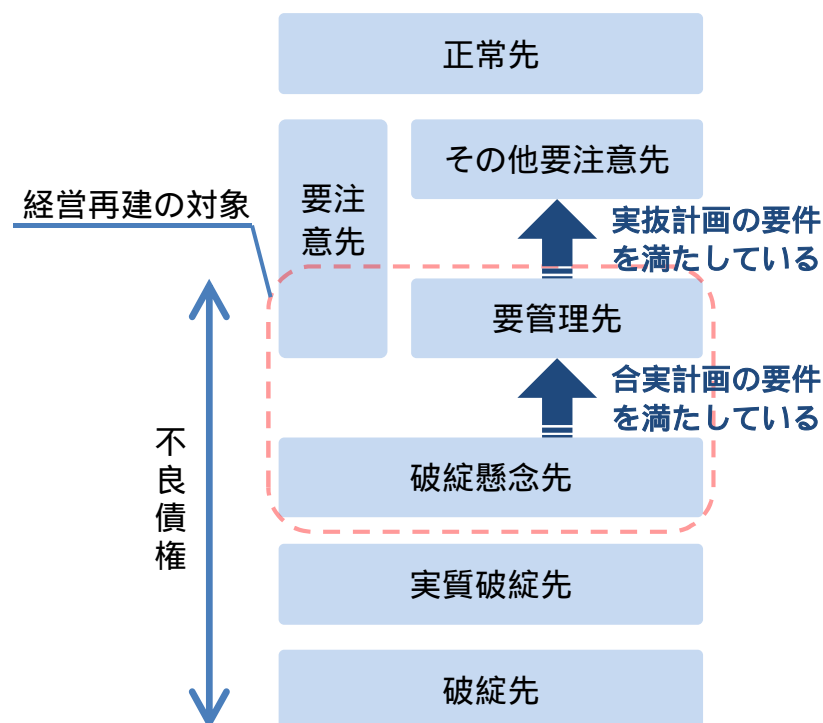
### 1. 合実計画の要件 - 解答解説 (5/6)

#### 【解説】

#### ■ 合実計画の具体的な判断例

- 合実計画の定義は前ページの通りですが、具体的な取扱いは各金融機関によって異なります。
- 参考までに、中小企業再生支援協議会の再生計画案の目線は、3年以内に黒字化、5年以内に債務超過解消、有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となっています。

#### ■ 実抜計画・合実計画と債務者区分の関係



中小企業の場合には、合実計画の要件を満たしていれば、債務者区分を破綻懸念先から其他要注意先とすることができるため、このステップは不要となっています。

## ・金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

### 1. 合実計画の要件 - 解答解説(6/6)

---

#### <まとめ>

現状の把握ができており、キャッシュフローがプラスであることが見込まれ、リスケジュールにより「合実計画」の要件を満たす場合には、金融機関にリスケジュールを要請することが想定されます。中小企業の場合、計画が「合実計画」となるためには、経営改善計画等の計画期間が概ね10年以内であり、かつ計画の実現可能性が高いこと、計画期間終了後の債務者区分が原則として正常先となること等が求められています。